

令和3年度第7回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年10月12日(火) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山寄	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野大樹
	栄田	正温	井上 善雅
	上田	正人	佐藤 洋一
	山本	知司	上月 清
	西村	昭二	保田 公範
	竹内	俊雄	公賀 義高
	白岩	義広	

4. 欠席委員 荻原 晴雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 10番 中田 典昭、11番 山根 祐一
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局 長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、荻原推進委員 1名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和3年度第7回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

会長（議長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、10番 中田典昭委員、11番 山根祐一委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

会長（議長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は10件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は5件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。3件の該当事業がありました。6ページをご覧ください。

県河川改修工事の事務所と急傾斜地崩壊対策工事、砂防工事の仮設道路です。どれも事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

会長（議長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
会長 (議長)	続きます、日程第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号3-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号3-1について説明します。議案書の1ページをご覧ください。 【議案第1号 受付番号3-1 朗読後、説明】 土地の所在地：三浦地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,088 m ² の内 84.78 m ² 墓地を目的とした転用です。 場所、図面などの資料については、配布議案書の2ページから7ページに付けています。 場所については、議案書の2ページから4ページに図面をつけていますが、三浦集落の北側の農地になります。土地利用計画図は5ページに付けています。 転用理由につきましては、既存の墓地が山の中にあり、維持管理が困難なため、現在の墓地に近く移設可能な当該地に移設したいということです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。 周辺農地への影響ですが、東側及び南側は自己所有の畑、西側及び北側は町道に隣接しております。建物を設置しないため、影響はないものと考えます。雨水は自然流下で隣接する既設道路側溝へ放流します。汚水は発生しません。区長の同意は得られています。 日照、通風についてですが、建物は建設しないため、影響はないと考えます。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。 【スライド現地説明】

事務局	以上です。
会長（議長）	この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。
西田委員	先ほどの説明で問題ないと思いますが、7月13日の委員会で農振農用地からの除外が決まって許可されこの度の4条申請となったものです。何回か代理人さんに電話したんですけど携帯番号でないので連絡が取れなくて。今の時代ですので代理人さんの連絡先は携帯電話にしていただけたらと思います。最終的には連絡が取れました。ご本人さんにも確認もさせていただきました。以上です。
会長（議長）	お世話になりました。この件につきまして、質問意見はありませんか。
今井委員	今井です。墓地を設置するのは問題ないと思うんですけど確認させてください。4月の委員会でもありましたが、八頭町の条例がありますね。民家から100m以内は墓地を作れないとか。墓地が見えないように壁をすとか。木を植えるとか。はっきりと地元住民の同意書があったらそれに該当しないとか。農業委員会としてどこまで権限があるのか。農地の関係だけでいいのか。条例の民家から100m以内とか木を植える。墓地が見えないようにするなどどこまで農業委員としての権限があるのか教えてください。
会長（議長）	事務局どうぞ。
事務局	失礼します。この話は4月の委員会からある話ですが、農業委員会は農地法に係るもののみ審議することとなっています。墓地の申請については八頭町の担当課は町民課になるんですが、こちらが事前審査で確認をしております。農業委員会は農地として転用が可能であるかの判断、農地法によるところまでの判断をお願いします。
今井委員	農地に係る部分だけですね。条例は関係ないのですね。
事務局	八頭町墓地、埋葬等に関する法律施行細則に基づき町民課が事前審査をしております。この部分については農業委員会では言えない。町民課が判断を行っているとの前提で審議をしているとい

事務局	うことをご理解いただきたいと思います。
今井委員	要は農業委員会としては農地法以外関係ないということでしょうか。農地法の農地の関係だけでしょうか。
事務局	はい。そのとおりです。
今井委員	はい。よく分かりました。
会長（議長）	よろしいですか。その他意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
会長（議長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
	<p>以上で農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号7-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号7-1について説明します。議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>【議案第2号 受付番号7-1 朗読後、説明】 土地の所在地：才代地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 599 m² 一般住宅を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、議案書の9ページから15ページに付けています。 場所については、議案書の9ページから11ページに図面を付けていますが、才代集落の西側の農地になります。土地利用計画図は12ページに付けています。 転用理由につきましては、譲受人は現在実家である譲渡人宅に同居していますが、子どもの小学校進学に伴って実家近くに新居を建築したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p>

事務局	<p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、八東駅から約200mに位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関融資証明書により確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東は宅地、西側は田、南側は町道、北側は畑になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は既設南側水路へ放流します。汚水は集落排水に接続します。</p> <p>区長及び水利権者の同意は得られています。</p> <p>日照、通風についてですが、隣接地から十分距離をとっているため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>【スライド現地説明】</p> <p>以上です。</p>
会長（議長）	<p>この件につきましては14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。</p>
西田委員	<p>失礼します。先のほどの説明のとおり譲受人と譲渡人は親子の関係で5年位前から同居しておられます。お子さんが小学校に上がるということで手狭になったので家を建てたいということでした。現場を見ましたが住宅が建っている側の方に家を建てられるので日照などの問題はないのではないかと感じました。周囲の方からの同意も得ているとのことでしたので問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長（議長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
会長（議長）	<p>意見が無いようです。申請どおり決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
会長（議長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、受付番号8-2について事務局は説明をお願いします</p>

会長（議長）

す。

事務局

受付番号8-2について説明します。議案書の8ページをご覧ください。

【議案第2号 受付番号8-2 朗読後、説明】

土地の所在地：郡家地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,144 m²の内 1,674.09 m²

土地の所在地：郡家字地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 17 m²の内 15.2 m²

埋蔵文化財発掘調査を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の16ページから19ページに付けています。

場所については、議案書の16ページから18ページに図面を付けていますが、賀茂町集落の南側の農地になります。土地利用計画図は19ページに付けています。

転用理由につきましては、建築条件付売買予定地を目的とした宅地造成を行うにあたり、埋蔵文化財発掘調査を行うものです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅から約250mに位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は八頭町予算書により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

周辺農地への影響ですが、東は田、西側は宅地、南側は県道及び田、北側は農道になっています。雨水は自然流下で地下浸透及び既設水路へ放流します。汚水は発生しません。

地元実行組合長の同意は得られております。

日照、通風についてですが、建物は建設しないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

以上です。

会長（議長）	<p>この件につきましては、私が事前調査を行いましたので、報告いたします。</p> <p>10月9日、借受人に電話し内容の確認を行いました。埋蔵文化財発掘調査を行うことに間違いありませんとのことでした。農地所有者のA氏は不在でしたが奥さんがおられまして間違いございませんとのことでした。一方、B氏ですが三角形の面積が非常に狭い土地ですがこの方についても業者の方から話を聞いておりますので問題ありませんとのことでした。</p> <p>なお、この県道の横にですね賀茂町方面から県が歩道を作る計画があります。皆さんの中にも承知の方もあるかもしれませんがそのような計画があるとの話も致しましてこれも承知だというような話もございました。以上です。事務局の説明どおり問題ないと考えておりますのでご審議のほどお願いします。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
明治委員	<p>使用目的ですが埋蔵文化財発掘調査ですが住宅地の造成が目的ですか。</p>
会長（議長）	<p>これは埋蔵文化財発掘調査ですのでまずは調査です。土地の方は売る予定で了解を得られています。今回は住宅を建てる目的のものではなくて埋蔵文化財の調査をするのが目的なわけです。</p>
明治委員	<p>いずれにしても住宅が建つわけですね。どういう住宅が建つのか確認しておられるのですか。大きさによっては周囲の農地に影響が出てくると思うのですが。</p>
事務局	<p>失礼します。平成24年くらいから第1期工事が始まったとの認識です。現在、概略の図面をいただいているところですが最終的には発掘調査が終わった後、転用申請が出てくることとなります。その時に正式に図面をお示しさせていただきます。なお、こういった計画の場合、通常町に開発協議が行われますので営農にかかる影響も少ないと思いますが転用申請の時にしっかり見させていただいて審議の方をしていただければと思います。</p>
明治委員	<p>そうすると今回の案件は転用ではないように思いますが。</p>
事務局	<p>一時転用となります。</p>
明治委員	<p>了解しました。</p>

会長（議長）	その他ございませんか。
山根委員	山根です。発掘調査はこの図面、19ページでいくと範囲はどこになりますか。トレンチは何区画くらいになりますか。
事務局	失礼します。試掘の場合は幅2m×長さ10mの何区画というような調査となりますが今回は本調査ですので調査範囲の全面になります。
山根委員	本調査ですね。分かりました。
会長（議長）	他に意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
会長（議長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして日程第5 議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第3号 非農地証明について説明します。 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号4-1について説明します。 【議案第3号 受付番号4-1 朗読後、説明】 土地の所在地：宮谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積：661㎡ 場所につきましては、宮谷集落の東側の農地になります。 理由につきましては、申請地は平成13年頃より耕作しておらず、現在は原野となっている状態です。 この農地は、農振農用地区域内の第2種農地です。以上です。 【スライド現地説明】
会長（議長）	現地確認は私と、綾木委員、井上推進委員で行い、私が事前調査を行いましたので、報告いたします。 非農地申請の件ですが10月9日に電話で聞き取りをしました

会長（議長）	<p>が申請人の息子さんの方が出てこられましたので息子さんに確認いたしました。現在のところは写真にもありましたとおり原野化しておりますととても農地として復元する意思はありませんとのことでした。事務局の説明のとおり問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
委員一同	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
会長（議長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
会長（議長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号5-2について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号 受付番号5-2 朗読後、説明】 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積：66 m² 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積：350 m² 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積：995 m² 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積：317 m² 場所につきましては、南ヶ丘集落の南側の農地になります。 理由につきましては、申請地は平成10年頃より耕作しておらず、現在は原野となっている状態です。 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地です。以上です。</p>
会長（議長）	<p>【スライド現地説明】 現地確認は私と、綾木委員、井上推進委員で行い、私が事前調査を行いましたので、報告いたします。</p>

会長（議長）	<p>申請人である相続財産管理人の司法書士さんに電話を致しました。本人は不在でしたが事務職員がおられまして申請内容に間違いありませんということでございました。10月9日に電話させていただきました。私を感じるころもあり職員の方に山の奥の方の土地なので処分されるとしてもお買い求めになる方があるのかと尋ねたところ、財産管理をする立場からすると欲しい方を探して処分するしかないとのことでした。処分をさせてもらうという意味で非農地証明をしてほしいとのことでした。</p> <p>それではこの件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
会長（議長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
会長（議長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号6-3について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>【議案第3号 受付番号6-3 朗読後、説明】 土地の所在地：下門尾地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積：3,031㎡ 場所につきましては、下門尾集落の西側の農地になります。 理由につきましては、申請地は平成23年頃より梨園を廃園して以降耕作しておらず、現在は山林となっている状態です。 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地です。以上です。 【スライド現地説明】</p>
会長（議長）	この案件は、4番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いいたします。
綾木委員	調査報告をさせていただきます。10月5日に横山会長と井上推進委員の3名で写真で確認しました。現地に足を運ぶことも困難であり写真で見て木が生い茂っており山林化しておりました。非農地と判断して問題ないと思います。よろしくをお願いします。

会長（議長）	<p>この件につきましては、先月の委員会で審議していただきました送電線の更新に関するものです。</p> <p>質問意見はありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
会長（議長）	賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
会長（議長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で非農地証明の申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の33ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和3年9月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権が、新規2件、更新8件、合計10件です。面積は、田が22,638㎡（15筆）、畑が390㎡（1筆）で、合計23,028㎡（16筆）です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規1件、更新2件、合計3件です。面積は田のみで3,869㎡（6筆）です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
会長（議長）	通常の利用権設定分、受付番号24-3を除く、22-1から31-10について、審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
会長（議長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
会長（議長）	賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
会長(議長)	賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号 24-3 を除く、22-1 から 31-10 について、申請どおり決定します。 続きまして、受付番号24-3についての審議ですが、これは田中正則委員に關係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により田中委員は一時退席をお願いします。
	(田中委員退席)
会長(議長)	それでは受付番号24-3について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長(議長)	賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長(議長)	賛成多数と認めます。 受付番号24-3について申請どおり決定します。田中委員は入室してください。
	(田中委員入室)
会長(議長)	つづきまして、中間管理事業分 受付番号 45-1 から 47-3 について審議を行います。 この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長(議長)	賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
会長(議長)	賛成多数と認めます。 中間管理事業分 受付番号 45-1 から 47-3 について申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。

- 事務局 議案書の36ページをご覧ください。
議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年9月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号104-1から106-3について説明します。
先ほどの議案第4号の利用集積計画で、大江の基盤整備事業に係る受付番号47-3を除く、残り2件の鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地2,644㎡(3筆)と、既に機構へ貸付けられている農地522㎡(1筆)の合計3,166㎡(4筆)を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。
地域の担い手法人へ1,250㎡(2筆)、その他2名の個人耕作者へ1,916㎡(2筆)を配分するものです。以上です。
- 会長(議長) それでは審議を行います。まず初めに、整理番号104-1と106-3につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同 (質疑なし)
- 会長(議長) 賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 会長(議長) 賛成多数と認めます。104-1と106-3につきまして申請どおり決定します。
続きまして、整理番号105-2についてですが、これは安部寛推進委員に關係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により安部推進委員は一時退席をお願いします。
- (安部推進委員退席)
- 会長(議長) それでは整理番号105-2について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。
- 委員一同 (質疑なし)
- 会長(議長) 賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)

-
- 会長（議長） 賛成多数と認めます。整理番号105-2について申請どおり決定します。安部推進委員は入室してください。
- （安部推進委員入室）
- 会長（議長） 以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。
- 続きまして、日程第8 その他について、事務局より説明願います。
- 事務局
- 農地転用許可申請書に係る意見書について（9月定例会関係）
 - 農業委員会特別研修大会の開催について
 - 女性の農業委員会初任者委員のための研修会の開催について
 - 2022年版の「農業委員会手帳」について
 - 中山間地域等直接支払交付金制度の集落戦略作成について
 - 無断転用に係る非農地証明申請書の取扱い等について
- 11月12日（金）13時30分から
 - 船岡地区公民館
- 以上です。
- 会長（議長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
- 委員一同 （なし）
- 会長（議長） 無いようですので、以上で第7回農業委員会を終了します。
- 終了（15時40分）